

広島県告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十三年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

府中市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・一一五号栗柄広谷線

三・六・一〇二号中須大黒線

三 事業施行期間

平成二十三年五月九日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県府中市鶉飼町字臼井及び字コモ原並びに広谷町字西田地内

使用の部分

なし